京都市

地域のためにできること

寄附という応援のかたち

認定（仮認定）NPO法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

認定（仮認定）NPO法人とは、NPO法に定める基準に基づき、所得税の寄附金控除等の対象となるNPO法人として所轄庁が認定（仮認定）したNPO法人です。

国税と地方税あわせて，寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

- 所得税額の控除額→（寄附金額－2,000円）×40%
- 住民税額の控除額→（寄附金額－2,000円）×10%
  （京都市と京都府がともに条例で指定している場合）

個人が認定（仮認定）NPO法人に1万円寄附した場合の税額控除例

「寄附金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

寄附した金額 10,000円

－2,000円

所得税 ×40%

個人市民税×6%　個人府民税×4%

国税

地方税（寄附先の法人を京都市と京都府がともに条例で指定している場合）

3,200円

800円

控除される金額 4,000円

NPO法人にとっての寄附とは？

社会の様々な課題の解決に向けて公益活動を行うＮＰＯ法人にとって，財政基盤の安定化を図ることは重要な課題であり，特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は，貴重な財源の一つとなっています。

京都市では，市民活動を市民が支える社会の構築に向けて，寄附を通した市民の社会参加と寄附を財源とするＮＰＯ法人の活動を促進しています。

あなたも「寄附」というかたちでNPO法人の活動を応援してみませんか。

詳しくは，「京都市自治会・町内会 & NPOおうえんポータルサイト」を御覧ください。　京都市 NPO おうえん　検索

このパンフレットはＮＰＯ法人の活動を知っていただき，寄附文化の醸成を促進することを目的とした京都市の補助金を活用して作成しています。

古材文化の会の３つの目標

1．古建築及び古材の活用を促進します
2．伝統的木造建築文化と建築技能の継承と発展を図ります
3．資源と共存する持続可能な社会の実現を目指します

ご寄付は、会が発行する振り込み用紙、または、下記の口座にお振り込みをお願いいたします。

振り込み先：ゆうちょ銀行

当座預金

口座番号：０１０６０－８－８４９９６

加盟者名：特定非営利活動法人 古材文化の会

（ゆうちょ口座同士のお振込は、手数料が無料となります。
どうぞ便利なゆうちょ口座間振り替えをご利用ください。
詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。）

認定特定非営利活動法人 古材文化の会
〒605-0981 京都市東山区本町17丁目354番地
Tel: 075-532-2103　Fax: 075-551-9811
e-mail: kozaibunka@ybb.ne.jp

歴史的建造物を守り、先人の知恵や技術を伝える私たちの活動をご支援ください。

古材文化の会は、新たなNPO法のもと2013年７月10日付けで認定NPO法人となりました。
今後、皆様からいただくご寄付は「寄付金控除の対象」となります。（控除を申請される際には、会が発行する寄付金受領証明書が必要となります）

古材文化の会

つないでいきたいものがある。人がいる。

認定特定非営利活動法人 古材文化の会